

物 品 購 入 等 設 計 書

執行 年度	令和7年度	市 長	副 市長	部 長	財政 課長	課 長	係 長	審 査	設 計 者
調達 番号	案件名		字幕表示システム設置及び運用保守業務						
納入場所		鉾田市内							
物 品 等 概 要	初期導入業務 成果物納品 付帯作業 運用保守 履行期間 令和7年9月1日から令和10年8月31日 までの長期継続契約					納 入 期 限		令和7年8月31日	
						保 証 期 間		日 間	
						起 案 年 月 日		令 和 7 年 6 月 1 9 日	
						納 入 年 月 日		年 月 日	
						延 期 , 中 止		月 日 ~ 月 日 日 間	
						請 負 人		住 所 氏 名	
			物 品 購 入 等 設 計 書			鉾 田 市			
起 変 工 更 理 由	デジタルデバイドに配慮しつつ市役所の窓口に、会話を自動認識及び自動翻訳リアルタイムに字幕表示するシステム（以下、「本システム」という。）を導入することにより、聴覚障がい者、高齢者、外国人とのコミュニケーション円滑化を通じて、住民サービスの向上を図るものとする。								
費 目		起 工		第 回 変 更		第 回 変 更		増 減	
物 品 等 購 入 価 格									
物 品 価 格									
消費税及び地方消費税相当額									
物 品 等 購 入 決 定 額									
変更物品等価格算定基準 変更物品価格＝変更積算物品価格×請負比率(物品等購入決定額/物品等購 ※請負比率は小数点7位を切捨て、6位止めとする。									
変更積算物品等購入価格		×		請 負 比 率		＝		変更物品価格	

字幕表示システム設置及び運用保守業務仕様書

1 業務名

字幕表示システム設置及び運用保守業務

2 業務目的

デジタルデバйдに配慮しつつ市役所の窓口に、会話を自動認識及び自動翻訳しリアルタイムに字幕表示するシステム（以下、「本システム」という。）を導入することにより、聴覚障がい者、高齢者、外国人とのコミュニケーション円滑化を通じて、住民サービスの向上を図るものとする。

3 機能要求

本システムについては、下記の機能を満たすこと。

- （１）受付側、来客側の話したことばがリアルタイムにクリアパネルやスクリーンに字幕表示され、お互いが向かい合った状態でスクリーンに表示された文字を確認できコミュニケーションがとれること。なお、表示される文字は相手から見て反転してはいけない。
- （２）外国語翻訳機能を有すること。翻訳言語は日本語から外国語へ１３０言語以上、外国語から日本語へ７０言語以上に対応すること。
- （３）特定のキーワードに紐づけて図解や動画を表示する機能を有すること。
- （４）表示スクリーンの大きさは縦１８０mm×横３００mm以上であること。
- （５）表示された文字の大きさを変更する機能を有すること。
- （６）スクリーンに表示された漢字にふりがなを付ける機能を有すること。
- （７）マイクのオンオフを受付側の操作で行えること。
- （８）利用しない時間は、スクリーンをサイネージとして活用できること。

4 履行期間

契約締結日から令和１０年８月３１日

設置；契約締結日から令和７年８月３１日

運用保守：令和７年９月１日から令和１０年８月３１日

5 運用保守開始

令和7年9月1日（月）

6 業務内容

（1）ハードウェア等納入

字幕表示システム設置及び運用保守業務（以下「本業務」という。）の目的に鑑み、本システムの運用に必要なハードウェア及び関連機器、ソフトウェア製品及びライセンスを調達し、設置調整を行うこと。

※ Wi-Fi 環境、電源タップ等は鉾田市で準備したものを利用すること。

（2）成果物及び納入物件

ア 業務報告書 1 部

イ ハードウェア、ソフトウェア等 3 台（業務内容（1）ハードウェア等納入のとおり）

ウ 付帯作業

職員を対象とした本システム利用に係る稼働前研修を行うこと。

エ 操作マニュアル 3 部

オ 障害及び運用保守時の連絡体制表

（3）運用保守

ア 運用保守内容

本システムの稼働に必要な運用保守を行えること。なお、運用保守については、平日 8 : 30 ~ 17 : 15（年末年始を除く）対応するものとする。

イ 運用保守経費及び契約

運用保守経費については運用開始月である令和7年9月1日から生じるものとする。

7 システム設置場所

鉾田市役所本庁舎（鉾田市鉾田 1 4 4 4 番地 1）

- ・総務部市民課

鉾田市役所福祉事務所（鉾田市鉾田 1 4 4 4 番地 1）

- ・福祉保健部社会福祉課
- ・福祉保健部子ども家庭課

※設置機器は、1 課につき各 1 台とする。

8 支払いの時期

本業務の支払いについては以下のとおりとする。

字幕表示システム納入・設置及び付帯作業費用については納品後支払うものとする。

運用保守については年度区切りでの支払いとする。支払時期については別途契約書において定めるものとする。

9 特記事項

- （1）消費税が増税となった時は、増税分について変更契約を行うものとする。
- （2）契約期間の年度において、予算の減額等による契約の変更等があり得ることから、その旨について、契約書に明記するものとする。
- （3）本契約満了後は本市の求めに応じ設置した機器の回収を行うこと。

9 その他

本業務の内容に関する不明な事項については、全て市と協議すること。